

### 第3章 首里城火災について

### 第3章 首里城火災について

#### 3-1. 首里城火災の概要

##### (1) 火災の概要

首里城火災は、令和元年10月31日午前2時33分ころ、正殿1階北東側付近で出火したと推測される。火災は、その後、木造建築物である正殿のみに止まらず、南北の建築物にも延焼したため、正殿を含む8棟の建築物及び多数の展示物・収蔵物が焼損した。

鎮火時刻は同日午後1時30分ころとされ、鎮火までに約11時間を要したことが、この火災の激しさを物語っている。



図 3.1：火災発生状況（画像提供：株式会社パスコ）

##### (2) 火災時の警備員及び監視員

首里城火災当時、首里城公園には、常駐警備会社の従業員である警備員5名（以下それぞれ「警備員A」、「警備員B」、「警備員D」、「警備員E」及び「警備員F」という。）と設備会社の従業員である監視員2名（以下それぞれ「監視員C」及び「監視員G」という。）が勤務していた。これら警備員及び監視員の合計7名の待機場所及び仮眠時間は、以下のとおりである。

首里城火災が発生した午前2時33分ころ、仮眠時間ではない警備員及び監視員は、警備員A及び警備員Eのみであった。さらに、詳細は後記3-3で述べるが、その警備員Eも城郭外を巡回中であったため、実質的に待機場所に待機している警備員及び監視員は、警備員Aのみであった。

	警備員 A	警備員 B	監視員 C	警備員 D	警備員 E	警備員 F	監視員 G
待機場所	奉神門 2階中央監視室			二階御殿南側 警備ボックス	首里杜館 地下2階 防災センター		首里杜館 地下中2階 中央監視室
仮眠時間	なし	午後10時 ～ 午前3時	午前0時30分 ～ 午前7時	午前0時 ～ 午前6時	なし	午前0時30分 ～ 午前5時30分	午前0時 ～ 午前7時

表 3.1：火災時の警備員及び監視員

### 3-2. 火災前後の施設の利用・管理状況

#### (1) 利用状況

首里城公園の御庭では、令和元年11月2日及び3日、組踊上演300周年記念イベントの開催が予定されており、同年10月28日以降、その準備が深夜まで行われていた。首里城火災発生前日の同年10月30日も同様であった。

令和元年10月30日午後7時30分ころ、警備員が正殿北側のシャッターを施錠した。御庭では、その後も、舞台調整等の準備作業が行われていた。その日は、最大66名が作業していたが、午後9時30分ころには、大半のイベント業者が準備作業を終えていた。その後、午後9時40分ころ、沖縄美ら島財団の職員がイベント用紅白ロープを正殿内の倉庫として使用していた部屋に収納し、正殿南側シャッターも施錠した。この沖縄美ら島財団の職員は、入職して7か月程度しか経っていなかったこともあり、倉庫として使用していた部屋に向かう際にその入口を通り過ぎて大きく迂回した結果、正殿北東側の部屋を通過していた。しかし、その際には火の気や異臭等の異常を感じることはなかった。御庭に最後まで残っていたイベント業者は6名であったが、そのイベント業者も同年10月31日午前1時ころまでには作業を終えていた。午前1時43分、警備員Aが奉神門中央監視室で人感センサーを起動させた。これが、首里城火災発生の約50分前であった。

御庭には、イベント用舞台装置として、平面状の舞台装置に加えて、衝立状の舞台装置が設置されていた。また、イベント用の外部電源は、奉神門に3か所、南殿南側に1か所あり、当日は、このうちの3か所を電源として使用していた。正殿には、外部電源となる装置はなかった。

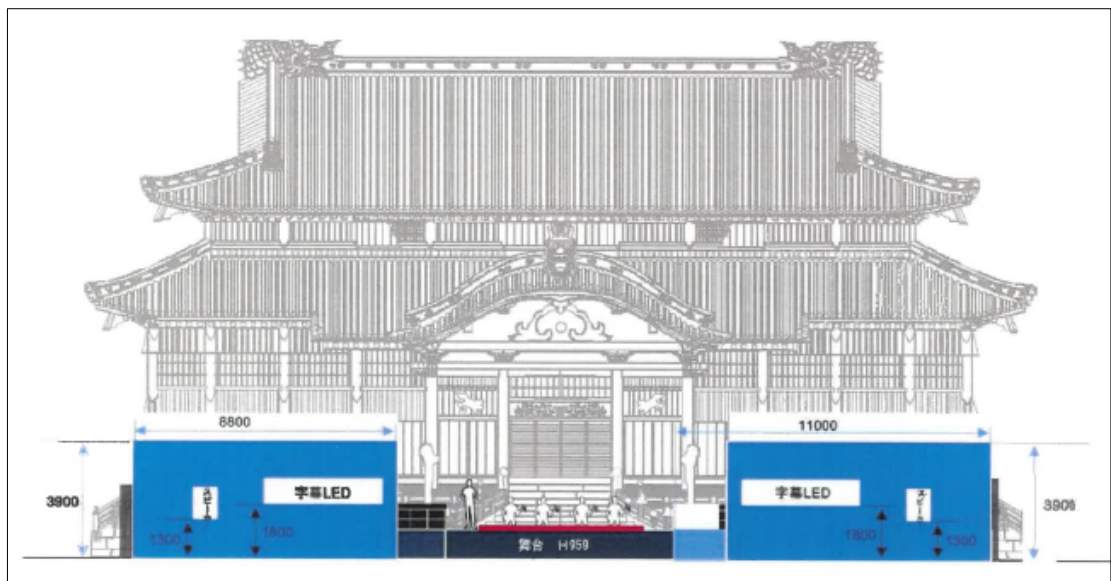


図3.2：イベント用舞台装置正面図（出典：県提供資料）

#### (2) 管理状況

首里城公園は、昼間と夜間で異なった管理体制が敷かれていた。首里城火災発生時は夜間の管理体制であり、上記のとおり、警備員5名と監視員2名の合計7名が3か所に分かれて管理を行っていた。これら7名の警備員及び監視員の待機場所は、図示すれば、以下のとおりとなる。

なお、夜間の首里城公園には、国の職員、沖縄県の職員、さらに、沖縄美ら島財団の職員は常駐していなかった。

第3章 首里城火災について



図 3.3：火災当日の警備員及び監視員の待機場所（沖縄美ら島財団提供資料をもとに作成）

### 3-3. 火災発見後の初動対応と火災の状況

以上を前提にして、火災発見後の初動対応と火災の状況について、当委員会としての事実認定を行う。

当委員会は、沖縄美ら島財団、警備員及び監視員並びに消防から、それぞれヒアリング及び書面による質問（以下これらを併せて「ヒアリング等」という。）を実施したが、当委員会がヒアリング等の結果（別紙1～3）から判断した火災発見後の初動対応及び火災の状況は、次のとおりである。なお、関係機関及び関係人間において事実経過の認識に齟齬がある部分が存在するが、この点についても、当委員会としての事実認定を行う。

#### (1) 火災の発見

令和元年10月31日午前2時34分、奉神門中央監視室においては、警備員Aはモニター監視中であり、警備員B及び監視員Cは仮眠中であった。このような中、奉神門中央監視室の人感センサーが発報し、正殿の異常を知らせた。この時点で、警備員Bも目を覚ました。

警備員Aは、午前2時35分、遠隔警備会社に電話し、現場確認に行き、確認後に改めて遠隔警備会社に電話する旨を伝えた。この段階では、警備員Aは、人感センサーが火災によって発報している可能性を想定できていなかった。警備員Aは、午前2時37分27秒ころ、人感センサーの解除キー、シャッターの鍵、懐中電灯及び無線機を持参して、現場確認に向かったが、消火器を持参していなかった。

警備員Aは、午前2時37分52秒ころ、正殿北口のシャッターを解錠して正殿内に入った。その後、警備員Aは、正殿北口入口の階段を上って、左に曲がって、4mから5m進んだ2階に上る階段手前で、煙に気付いた。警備員Aは、その先に、屋内消火栓があることは分かっており、実際、屋内消火栓の赤いランプも煙の中で微かに見えていたが、煙を吸い込んでしまったこともあり、身の危険を感じ、それ以上先に進めなかった。警備員Aは、奥に進んで消火器を取りに行く状態ではないと判断し、消火器を取るために、午前2時39分27秒ころ、奉神門中央監視室に向かって全力で走って戻った。

#### (2) 火災発見直後の対応

警備員Aは、午前2時40分、奉神門中央監視室に着くと、直ちに警備員B及び監視員Cに火災であることを伝えた。監視員Cは、この時点で、初めて目を覚ました。

他方、これらとほぼ同時に、火災報知器が発報した。火災報知器の発報により、遠隔警備会社に自動通報がなされた結果、遠隔警備会社の方から電話があった。午前2時40分28秒ころ、警備員Aは、遠隔警備会社に対し、正殿で煙が見えた旨を伝えたところ、遠隔警備会社の方から消防へ通報した方がよいかを確認されたため、遠隔警備会社に消防通報を依頼した。監視員Cは、この間、正殿に向けて照明を照らしていた。

その後、警備員Aと警備員Bは、事前に火災時の役割分担が決まっていなかったこともあり、役割分担について話し合っていた。午前2時41分、遠隔警備会社は消防に通報した。その際の通報内容は、「正殿（の）エリア」で煙が出ているということであったが、火災の規模や詳しい場所等の詳細については不明との内容であった。なお、この際の煙が出ている場所の正確な通報内容について、関係当事者間の認識には若干の齟齬がある。具体的には、沖縄美ら島財団は、ヒアリング等において、正確には「正殿のエリア」との通報があった旨を述べ、消防は「正殿エリア」との通報であったと述べる。しかし、「正殿のエリア」であっても、「正殿エリア」であっても、「エリア」という一定の場所的範囲、場所的な広がりを持つ意味合いの言葉が用いられたという点では、通報内容の意味の違いはない。従って、当委員会の事実認定としては以上のとおりであり、この点についてはこれ以上立ち入らないこととする。

監視員Cは、午前2時41分11秒ころ、警備員Aと警備員Bが話し合っていたこともあり、警備員Aと警備員Bに消火に向かうことを伝えることなく、1人で消火活動に向かった。その際、監視員Cは、照明付きのヘルメット、LEDライト及び消火器を持参した。

監視員Cは、午前2時41分32秒ころ、正殿北口に到着し、半開きのシャッターから正殿内を確認したが、中は既に煙が充満し、煙が外に噴き出している状態であった。監視員Cは、後之御庭に面した正殿東側には施錠されていない木製の引き戸があったため、そこから正殿内部に入ろうと思い、午前2時42分43秒ころ、後之御庭に到着した。しかし、そこでも引き戸の隙間から煙が噴き出している状態であったため、監視員Cは、正殿の中に入って消火することは難しいと判断した。監視員Cは、消防通報の有無を確認していなかったこともあり、消防通報を優先するため、午前2時42分54秒ころ、奉神門中央監視室まで走って戻った。なお、この間、放水銃を使用しなかった。その理由について、監視員Cは、火元が見えなかったためと説明している。

### (3) 火災の状況を把握した後の対応

監視員Cが奉神門中央監視室に戻った時点でも、警備員Aと警備員Bは話し合いを行っていた。監視員Cは、午前2時43分18秒ころ、警備員Aと警備員Bに消防へ通報するように依頼した。しかし、警備員Aと警備員Bは、既にこの時点で遠隔警備会社に消防通報を依頼していたこともあり、自らで改めて消防へ通報することはなかった。監視員Cは、その後、設備会社の業務責任者に電話連絡した。なお、この際も、監視員Cは、同じく火元が確認できていなかったこともあり、奉神門中央監視室にある放水銃及びドレンチャーの共通起動ボタンを押すことはなかった。

この前後となる午前2時44分ころ、消防局指令センターは、遠隔警備会社から告げられた電話番号に2度架電したが、電話が繋がらなかった。

監視員Cは、午前2時46分46秒ころ、消防隊の進入経路を確保する必要があると考え、警備員Dが火災状況を把握しているか分からなかったこともあり、二階御殿南側警備ボックスに向かうため、奉神門中央監視室を出た。監視員Cは、この際も、消火器を持参していた。監視員Cは、午前2時46分59秒ころ、正殿北口から正殿内の様子を改めて確認した上で、午前2時47分17秒ころ、正殿東側の後之御庭を通過して、黄金御殿から二階御殿南側警備ボックスに向かった。

警備員Aは、警備員Bとの間で、警備員Aが消火を担当し、警備員Bが首里杜館地下2階防災センターへの連絡、モニター監視及び電話対応を担当することを決めた。しかし、その時点で、監視員Cが再び奉神門中央監視室を出ていたため、警備員Aは、午前2時47分49秒ころ、初期消火と監視員Cを探すために、奉神門中央監視室を出た。この際、警備員Aは、タオルをマスクのようにして顔に巻き付けた上で、無線機及び消火器を持参していた。

他方、警備員Bは、この間、首里杜館地下2階防災センターの警備員Eと連絡を取り、警備員Fの応援を要請した。警備員Eは、それまで城郭外を巡回中であったが、この直前に、首里杜館地下2階防災センターに戻って来ていた。警備員Fは、仮眠中であったが、警備員Eに起こされて目を覚ました。

首里城火災発生時に首里杜館地下中2階中央監視室にいた監視員Gは仮眠中であり、自動火災報知設備の発報には気付いていなかったと思われる。

### (4) 防災センターへの応援要請後の対応

警備員Eと警備員Fは、その後、首里杜館地下2階で、警備員Fが二階御殿南側警備ボックスにバイクで応援に行くための準備を行っていた。二階御殿南側警備ボックスに設置されていた電話の着信音が小さくて聞こえない状態になっており、連絡が取れないためであった。二階御殿南側警備ボックスで待機していた警備員Dは、この時点で、まだ仮眠中であった。

消防は、火災の規模や詳しい場所等の詳細が判明しなかったため、情報収集と門の解錠依頼のために首里杜館に向かっていた。

他方、警備員Aは、奉神門中央監視室を出た後、午前2時48分10秒ころ、正殿北口から正殿東側の後之御庭に向かった。しかし、監視員Cは、この時点で、既に黄金御殿を抜けて、奥書院通路から城郭外に出ていた。警備員Aは、監視員Cを見付けることができず、午前2時48分22秒ころ、正殿東側の後之御庭から正殿北口に戻り、監視員Cが奉神門中央監視室に戻っているかもしれないと考え、午前2時48分29秒ころ、再び奉神門中央監視室に引き返した。

### (5) 消防が首里杜館前に到着した際の対応

消防は、午前2時48分ころ、情報収集のために首里杜館に到着した。消防隊員が首里杜館防災センターのドアを何度かノックした後、それに気付いた警備員Eがドアを開けた。消防隊員が、警備員Eに対し、「通報がありました。首里城が火災ですか。情報はありますか。」と尋ねたところ、警備員Eから、「正殿が燃えているようです。正殿の場所はわかりますか。」と伝えられた。これに対し、消防隊員は、「はい、わかります。」と答えたところ、警備員Eから、「今、隊員を現場に行かせようとしていたので誘導させます。バイクの後ろを追って行ってください。」と告げられた。その後、警備員Fが、バイクを準備した上で、シャッターを開けて地下駐車場から出て、バイクを消防車の前に移動させて先行するように進んだ。そこで、消防は、消防車をバイクの後ろに追従させる形で、警備員Fの誘導に従った。その間、警備員Fは、何度かバイクを停車させて後方を振り返って、その度に、消防車も停車しており、そのような状態で、バイクと消防車は二階御殿南側警備ボックスに向かった。

この点について、消防が首里杜館に向かった理由も含めて、関係当事者間の認識には齟齬がある。具体的には、沖縄美ら島財団は、ヒアリング等において、消防は警防計画にも奉神門において情報収集等を行うことになっているが、首里城火災当日は、首里城正殿の入口が分からなかったため、首里杜館に立ち寄った旨を述べている。これは、警備員E及び警備員Fの認識に基づいたものであると思われる。しかし、消防に対する通報は、火災発見者ではない遠隔警備会社からしか行われておらず、その内容も「正殿(の)エリア」で煙が出ているということのみで、火災の規模や詳しい場所等の詳細については不明との内容であった。また、警備員Aは実際には奉神門中央監視室を起点に対応していたが、この通報では警備員Aが首里杜館防災センターで対応しているかのようなやりとりがなされていた。そして、これ以降も、火災を実際に確認している警備員及び監視員からは、消防への直接の通報がなされておらず、消防には火災に関するこれ以上の情報が伝わっていなかった。この通報内容及び状況からすれば、消防としては、火災の詳細が必ずしも明らかではない状況であったと認めることができる。そうであれば、首里杜館防災センターで対応しているとされていた警備員Aからの情報収集も含めて、火災の詳細を確認するために、まず防災センター機能を有する城郭外の首里杜館に向かうことは不合理ではない。また、消防の認識を前提にすれば、消防隊員が首里杜館で警備員に火災場所を確認することが自然であり、実際、警備員Eも、消防が火災の発生場所を分かっている様子であった旨を述べているのであって、この限りで消防の認識とも一致する。警備員E及び警備員Fが、緊急事態の切迫した状況下で、火災発生場所が不明であることと首里城正殿の場所やその入口が不明であることを取り違えたままやりとりをした可能性は否定できない。以上より、消防は、火災の詳細が必ずしも明らかでなかったため、情報収集を目的として首里杜館に来たのであって、その際の警備員E及び警備員Fとのやりとりも、首里城正殿の場所やその入口が不明であることが前提であったとは認められない。

### (6) 消防が首里城公園に到着した後の対応

このころ監視員Cは、二階御殿南側警備ボックスに到着し、警備員Dを起こした。それとほぼ時を同じくして、遠隔警備会社の車両も、二階御殿南側警備ボックスに到着した。監視員Cと警備員Dは、午前2時49分14秒ころ、二階御殿南側管理用ゲートを開けた。警察は、午前2時53分、二階御殿南側管理用ゲートに到着した。警備員Fに先導された消防も、午前2時56分22秒ころ、二階御殿南側管理用ゲートに到着した。その後、消防は、午前2時58分ころ、消防車両を二階御殿南側防火水槽に部署させた。この間、監視員Cと警備員Dは、警察から事情聴取を受けていた。また、警備員Bと警備員Eは、それぞれ奉神門中央監視室と首里杜館地下2階防災センターで複数回連絡を取り合っていた。

他方、奉神門中央監視室にいた警備員Aは、午前2時52分26秒ころ、正殿北口に向かい、炎の近くまで接近して、消火器を噴射した。消火器を切らした警備員Aは、午前2時53分56秒ころ、2本目の消火器を取るために奉神門に戻り、午前2時54分46秒ころ、今度は正殿正面の北

### 第3章 首里城火災について

側に近付き、2本目の消火器を噴射した。警備員Aは、午前2時56分11秒ころ、正殿北口に走って向かい、午前2時56分30秒ころ、延焼防止のために正殿北口のシャッターを閉めようとするも、数十cmが開いた状態のままで閉め切ることができなかった。警備員Aは、午前2時56分35秒、奉神門に戻った。なお、この間、警備員Aも放水銃を使用しなかった。

監視員Gは、午前3時ころ、設備会社業務責任者からの連絡によって、ようやく目を覚ました。一方で、消防局指令センターも、午前3時5分ころ、ようやく首里城公園との間で連絡を取ることができた。

#### (7) まとめ

当委員会が認定した事実は以上のとおりであるが、これら事実をより視覚的に分かりやすくするために、午前2時34分から午前2時58分までの警備員及び監視員の具体的な行動を時間帯毎に首里城公園の地図に簡略化して示すこととしたい。

##### 1) 午前2時34分（人感センサー発報直前）



図3.4：火災当日の警備員及び監視員の状況（沖縄美ら島財団提供資料等をもとに作成）



2) 午前2時34分から午前2時39分まで

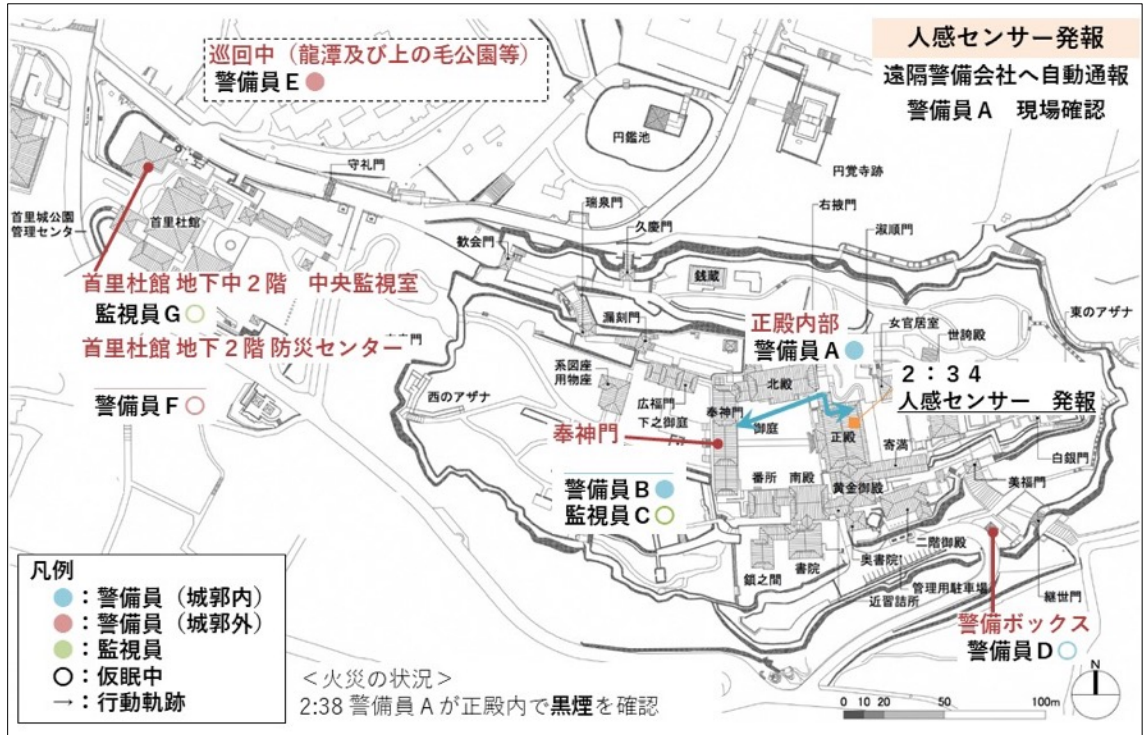


図 3.5 : 火災当日の警備員及び監視員の状況 (沖縄美ら島財団提供資料等をもとに作成)

3) 午前2時40分 (自動火災報知器発報)



図 3.6 : 火災当日の警備員及び監視員の状況 (沖縄美ら島財団提供資料等をもとに作成)

第3章 首里城火災について

4) 午前2時41分から午前2時43分まで

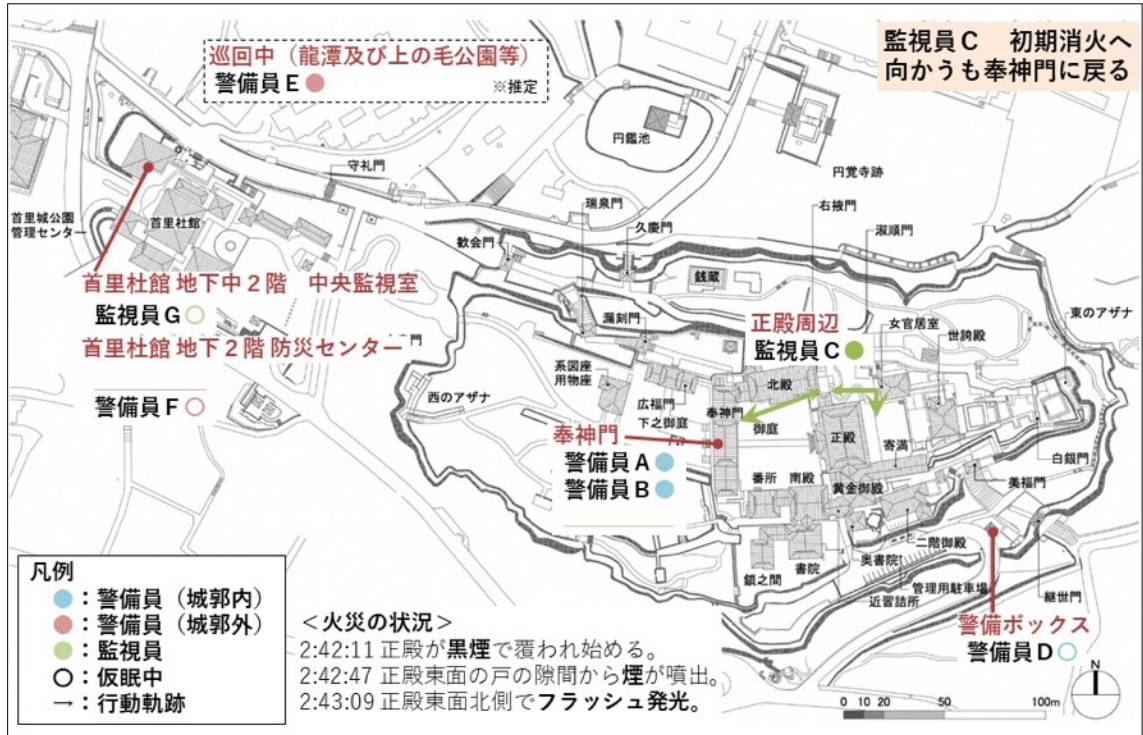


図 3.7 : 火災当日の警備員及び監視員の状況 (沖縄美ら島財団提供資料等をもとに作成)

5) 午前2時44分から午前2時46分まで

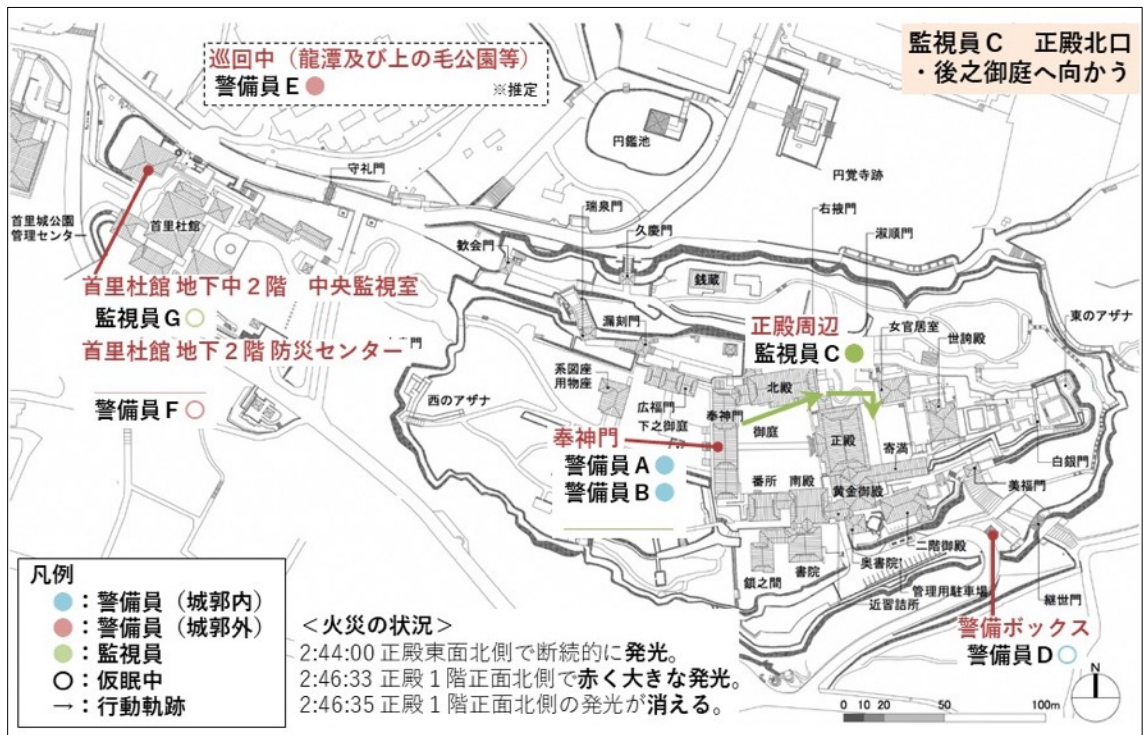


図 3.8 : 火災当日の警備員及び監視員の状況 (沖縄美ら島財団提供資料等をもとに作成)

6) 午前2時47分から午前2時48分まで



図 3.9 : 火災当日の警備員及び監視員の状況 (沖縄美ら島財団提供資料等をもとに作成)

7) 午前2時49分から午前2時56分まで

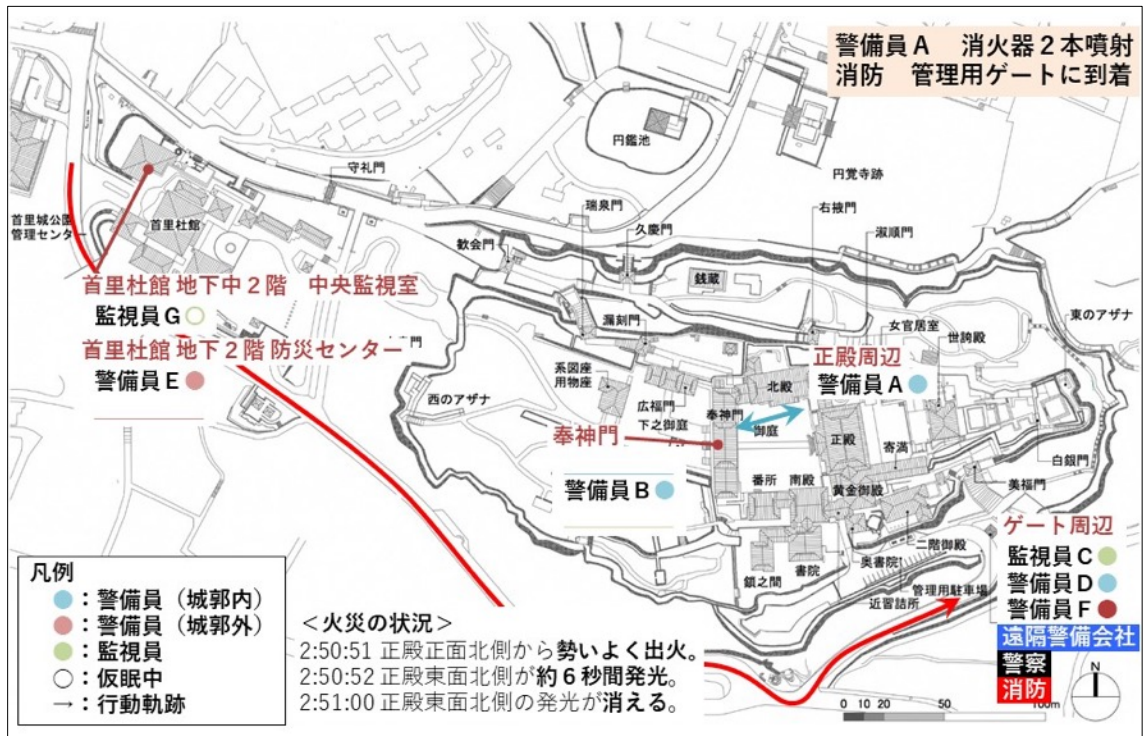


図 3.10 : 火災当日の警備員及び監視員の状況 (沖縄美ら島財団提供資料等をもとに作成)

第3章 首里城火災について

8) 午前2時57分から午前2時58分まで



図 3.11 : 火災当日の警備員及び監視員の状況 (沖縄美ら島財団提供資料等をもとに作成)

### 3-4. 消防活動の状況

以下においては、当委員会としての消防活動の状況についての事実認定を行う。

当委員会が消防活動報告書の内容（別紙4）及びヒアリング等の結果（別紙5）から判断した消防活動の状況は、最後に延焼した奉神門の消火活動に至るまでの事実経過を中心として、次のとおりである。

#### （1）消防隊の首里城公園への部署の状況

首里第一小隊は、午前2時48分、首里杜館前に到着したが、首里第一小隊が首里杜館で情報収集等を行っている間に、中央第一小隊、中央第二小隊、指揮第一小隊、神原第一小隊及び西高度救助第一小隊は、それぞれ首里城公園周辺に車両を部署した。

その後、西高度救助第一小隊は、施錠されていた久慶門を破壊して城郭内に進入し、神原第二小隊も首里城公園周辺に車両を部署した。この際、神原第二小隊は、神原第一小隊とともに、道路上に設置された車両進入止が施錠されていたため、その4か所の南京錠を破壊した。

首里杜館で情報収集等を行った首里第一小隊は、午前2時58分になってようやく、二階御殿南側に車両を部署した。その後も、国場小隊及び西第二小隊が首里所公園周辺に車両を部署した。

この時点で、第二出動指令までの消防隊全てが首里城公園周辺に車両の部署を済ませた。

#### （2）正殿からの延焼が開始するまでの消防活動

首里第一小隊は、午前3時5分、正殿に向けて放水を開始した。その後も、中央第二小隊は国場小隊とともに、そして、神原第一小隊、神原第二小隊の順に、それぞれ正殿に向けて放水を開始した。中央第一小隊は、主に中継送水を担当した。

指揮第一小隊は、午前3時15分、御庭の東端に現場指揮本部を設置し、部隊運用を開始した。その後、西第二小隊も、正殿に向けて放水を開始した。なお、正殿東側に設置されていた放水銃は、収納蓋が固定され開かない状態であったため、使用できなかった。

その後、指揮第一小隊は、正殿から噴出する火炎の輻射熱により、現場指揮本部の位置を奉神門の真下に移動させた。午前3時24分ころには、正殿北側から、火災旋風のような現象が発生した。その後も、第三出動指令によって出動した西第一小隊、安謝第一小隊及び小禄第一小隊が、それぞれ首里城公園周辺に車両を部署した。午前3時36分には、再び、火災旋風のような現象が発生し、正殿の火災の状況は悪化の一途を辿った。

この間、西高度救助第一小隊は、施錠されていた奉神門を内部から解錠するとともに、御庭の放水銃2基を使用した。北側の放水銃も南側の放水銃も、イベント用舞台装置が放水の支障となった。そこで、西高度救助第一小隊は、このイベント用舞台装置の破壊措置を講じた。しかし、その後、放水銃の放水量は10分程度で低下した。

そこで、西高度救助第一小隊は、小隊を2班に分け、1班は、屋外消火栓を使用して正殿東側の消火活動を行うも、今度は屋外消火栓が使用できなくなった。もう1班は、黄金御殿から屋内消火栓を延長して正殿東側の消火活動を行うも、こちらも同様に1分から2分程度で屋内消火栓が使用できなくなった。

#### （3）北殿及び正殿南側建築物に延焼した後の消防活動

このような状況の中、午前3時51分ころ、正殿北側から北殿に延焼が開始した。これに伴い、中央第一小隊、首里第一小隊及び神原第一小隊等は、北殿に対する放水活動を行うことになった。

他方、正殿の炎は、これ以降、順次、正殿南側建築物にも延焼していった。まず、黄金御殿は、午前3時55分ころ、延焼を開始した。

その後、指揮隊は、午前3時56分、無線で一時退避して現場指揮本部に集結するように発信し、さらに、午前3時59分、正殿屋根瓦が一部崩落したことを受けて、改めて無線で一時退避して現場指揮本部に集結するように発信した。

### 第3章 首里城火災について

このような中、南殿・番所は午前3時59分ころ、近習詰所は午前4時ころ、それぞれ延焼を開始した。午前4時2分ころには、御庭において火災旋風のような現象が度々発生するような状況になった。

その後も、寄満は午前4時10分ころ、奥書院も午前4時10分ころ、二階御殿は午前4時20分ころ、書院・鎖之間は午前4時25分ころ、それぞれ延焼を開始し、火災は急速に広がっていった。これに伴い、中央第二小隊、神原第二小隊、国場小隊、西第二小隊、西第一小隊、安謝第一小隊及び小禄第一小隊等は、黄金御殿以南の正殿南側建築物に対する放水活動を順次行っていくことになった。この際、中央第二小隊は、黄金御殿から二階御殿への延焼防止活動を行う中で、施錠されていた美福門を破壊した。

午前4時23分ころには、火災の輻射熱によって、署隊指揮本部の位置を奉神門西側の階段下に後退させた。さらに、午前4時55分ころには、署隊指揮本部の位置を下之御庭の広福門と首里森御嶽の中間付近にまで後退させた。

#### (4) 奉神門に延焼した後の消防活動

午前6時5分から午前6時27分の間ころ、北殿から奉神門に延焼が開始した。これに伴い、中央第一小隊、首里第一小隊及び神原第一小隊等は、さらに奉神門に対する放水活動に移ることになった。その際、西高度救助第一小隊は、奉神門に対する有効な注水活動が実施できるように、奉神門の外壁及び屋根を一部破壊する措置を講じた。

指揮第一小隊は、指揮第二小隊が午前9時45分に現着した後、指揮第二小隊に指揮権を移譲した。その後、午前11時には火災を鎮圧したが、その後も、残火処理を継続した。午後1時30分、署隊長は鎮火を宣言し、午後8時10分には、残火処理も終了した。

#### (5) 消防活動を通じて明らかになった課題

以上を前提に、首里城火災における消防活動を通じて、以下の課題が明らかとなった。

##### 1) 門及び車両進入止の施錠

まず、消防の進入との関係で、首里城火災当時、多くの門及び車両止が施錠されたままで解錠されていなかったことが挙げられる。

城郭北側では、西高度救助第一小隊が、施錠されていた久慶門を破壊し、城郭内に進入することになった。城郭西側では、神原第一小隊及び神原第二小隊が、正殿西側防火水槽に車両を部署するまでの道路上に設置された車両進入止の4か所の南京錠を破壊しなければならなかった。城郭南側では、中央第二小隊が黄金御殿から二階御殿への延焼防止活動を行う中で、施錠されていた美福門を破壊しなければならなかった。城郭内でも、西高度救助第一小隊が、施錠されていた奉神門を内部から解錠することになった。

消防の進入経路となる3つの経路全てにおいて、さらに、その内部も含めて、多くの門及び車両進入止めが施錠されたままで解錠されていなかったことが、消防の進入及び自由な移動を妨げ、消防活動の障害となった。

##### 2) イベント用舞台装置の存在

さらに、御庭からの放水との関係では、イベント用舞台装置の存在が挙げられる。

具体的には、衝立状の舞台装置が放水銃の放水範囲を限定するだけでなく、平面状の舞台装置がホース延長作業の大きな支障となり、御庭からの放水活動全般に大きな影響を与えた。西高度救助第一小隊が、イベント用舞台装置を破壊する措置を講じることになったが、この破壊措置のために時間を要してしまったことが、消防活動の障害となった。

### 3) 放水銃の収納蓋

本来、放水銃は自衛消防隊が使用する設備であるが、消防隊が使用しようとしたところ、正殿東側に設置されていた放水銃の収納蓋は、専用の金具を使用しないと開かない構造であり、結果的に消防隊は放水銃の1基を使用できなかった。

### 4) 消火水槽・防火水槽の水量不足

第2章で述べたように、首里城公園には消火水槽は二階御殿の地下に100tが確保されていた。また、防火水槽は二階御殿の地下に65t、木曳門西側の地下に40t、合わせて105tが確保されていた。

このうち消火水槽は4基の放水銃と正殿のドレンチャー設備、6基の屋外消火栓設備と21基の屋内消火栓設備へ供給するようになっていた。また、屋外消火栓設備は防火水槽からも供給が可能であった。

消火水槽に接続していた消防設備のうち、消防活動中に使用されたのは3基の放水銃と3基の屋外消火栓設備である。屋内消火栓は1基の使用を試みたが、使用開始直後に使用できなくなり、ドレンチャー設備については作動状況が不明である。

放水銃については御庭の2基を西高度救助第一小隊が使用したが、約10分間注水したところ放水量が低下し有効注水が不可能となった。また、正殿北東側の1基を国場小隊が使用したが同様にすぐに放水量が低下した。

屋外消火栓は広福門横の1基を神原第一小隊、番所南側の1基を小禄第一小隊と神原第二小隊、黄金御殿裏の1基を西高度救助第一小隊と西第二小隊が使用した。また、屋内消火栓は黄金御殿内の1基を西高度救助第一小隊が使用しようとしたがいずれも放水銃が放水量低下により使用できなくなった後は、屋外消火栓も屋内消火栓も使用できなくなった。

消火水槽から水を受ける消火設備が短時間で使えなくなった原因は不明だが、一方で、消火水槽の水量が多種類の設備の同時使用を十分想定したものになっていなかったことはその一因としてあげられよう。

